

財 関 第 125 号  
平成 31 年 1 月 31 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の発効に伴い、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて」（昭和 40 年 10 月 1 日 藏関第 1095 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 31 年 2 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

### 記

第 1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 30 年 3 月 31 日 財関第 463 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。